HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	我が国における企業不正事例(4)
Author(s)	吉見, 宏
Citation	經濟學研究, 46(1), 72-86
Issue Date	1996-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32026
Type	departmental bulletin paper
File Information	46(1)_P72-86.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 46−1
北海道大学 1996.6

＜研究ノート＞

我が国における企業不正事例（4）

吉見　宏

前号までの目次

1．はじめに－企業不正事例研究の意義
2．事例　大光相互銀行
3．事例　KDD　（以上　本誌第45巻第2号）
4．事例　興人
5．事例　不二サッシ工業・販売
（以上　本誌第45巻第3号）
6．事例　リッカー
7．事例　平和相互銀行　（以上　本誌第45巻第4号）

8．事例　日東あられ

8．1　事例の概要

日東あられは岐阜県揖斐郡池田町に本社を置く米菓製造業企業である。本事例は，同社による倒産，粉飾経理事例である。

同社は，昭和23年に日東食品工業として設立された。創業者のOk氏は同社を米菓製造業ではトップメーカーに発展させた人物であったが，平成3年2月に死去する[1]。そして氏の死去からまもない5月23日，日東あられは，岐阜地裁に会社更正法の適用を申請して倒産した。この申請は唐突であり，従来から優良会社と見られていた同社の倒産はまったく意外に受けとめられた。負債総額はこの時点で約600億円と報じられたが，その理由は株投機などの失敗が主な原因と考えられていた[2]。また，この時点ですでに粉飾決算の可能性が報じられており，これを受けて経営陣も粉飾経理が行われていたことを認めた[3]。

日東あられは非上場企業であるが，昭和39年に公募増資を行って以来，証券取引法による有価証券報告書提出企業となっていた。このため，粉飾経理の報道を受けて東海財務局が事情聴取の方針を固める[4]。先に述べたように，粉飾経理，倒産の理由は専ら株式投資の失敗によるものと考えられていた。いわゆるバブル経済の崩壊に伴って多くの企業の経営危機が顕在化したが，本事例も，このような典型的なバブル型倒産とみられていたのである。しかし，現実には有価証券の保有はほとんどなく，財テクを行っていたというのは真実でないことが明らかとなる[5]。実際は，好調とみられていた本業の米菓製造が不調であったことが粉飾の主因であったのである。このように，本事例では当初は倒産についての情報が錯綜していた傾向があり，負債額も報道によっては900億円などとも伝えられたが[6]，保全管理人が公表したところでは約570億円であり，累積欠損額は約320億円とされた[7]。また，すでに5年前から営業赤字であっ

1）『中日新聞』平成3年2月20日朝刊。
2）『中日新聞』平成3年5月24日朝刊，「山間の有力地場メーカーがバブル倒産」『エコノミスト』第69巻第26号，平成3年6月18日。
3）『日本経済新聞（名古屋）』平成3年5月25日朝刊，『日経産業新聞』平成3年5月25日。
4）『中日新聞』平成3年5月30日朝刊。
5）『朝日新聞（名古屋）』平成3年6月3日朝刊。
6）『読売新聞（中部）』平成3年6月8日朝刊。
7）『朝日新聞（名古屋）』平成3年6月9日朝刊。

たことも明らかになるが[8]，調査委員になった会計事務所の地裁への報告書では，これよりさらに以前から粉飾経理が行われていたことが示唆されている。また，この報告書は粉飾額を287億円とし，蛸配当や役員賞与の不正な支給に言及して本事例の事件性を示唆した[9]。この粉飾額は不二サッシ，リッカーに次ぐ戦後3番目に大きいものであった。なお，同報告書は更生自体は可能であると結論づけており，これに従って岐阜地裁は9月27日に更生を決定する[10]。そしてこれを受けて，10月16日には，Om社長ら取締役全員が辞任した[11]。

さて，先述のごとく本事例の事件性はすでに指摘されていたところであったが，翌年の5月22日には，大蔵省が日東あられとOm前社長を証券取引法違反（有価証券報告書虚偽記載）で岐阜地方検察庁に告発した。Om氏は，倒産時の社長であり，創業者であるOk氏の娘婿である。粉飾決算で企業が告発されるのはリッカー以来7年ぶりのことであった。また，非上場企業が粉飾決算で告発されるのは初めてであった。告発対象となったのは，全体の粉飾額287億4,100万円のうち時効が成立していない平成元年3月期と平成2年3月期分の87億5,000万円である[12]。

6月1日には商法違反（違法配当）と証券取引法違反（有価証券報告書虚偽記載）でOm前社長とM元取締役経理本部長，および日東あられが書類送検された。前者については昭和63年3月期から平成2年3月期までの3期分の3億8,250万円の配当が対象となり，後者については昭和63年度と平成元年度が対象となっている[13]。岐阜地検は，6月5日に前記2名を在宅起訴したが，法人としての日東あられは会社更生中であることを理由に不起訴とした[14]。初公判は7月28日に開かれ，両被告は起訴事実を認めた[15]。この裁判は，同年11月19日には求刑が行われ[16]，12月17日の第6回公判で結審した[17]。そして，翌年の平成5年3月11日に，Om前社長に懲役1年6カ月執行猶予3年，M元取締役に懲役1年執行猶予3年の有罪判決が言い渡された[18]。事件としての本事例は，これで終結することになる。

さて，日東あられの会社更生については，その後即席めんの大手メーカーであるサンヨー食品が再建を支援することとなった[19]。日東あられは，会社更生案の提出を延期していたが，サンヨー食品の支援が決まったことから，同社に営業権，主要資産を譲渡して債務を弁済することを骨子とした更生計画案を岐阜地裁に提出した[20]。岐阜地裁はこれを認可[21]，平成6年4月にはサンヨー食品が全額出資した「日東あられ新社」が設立され，日東あられの事業はこの新社に引き継がれて現在に至っている[22]。

8．2　報道の論点

報道の論点としては，以下の3点にまとめられよう。

第一は，倒産，粉飾経理と経済環境について

8）『中日新聞』平成3年7月20日朝刊。
9）『中日新聞』平成3年9月3日朝刊。
10）『日本経済新聞（名古屋）』平成3年9月28日朝刊。
11）『朝日新聞（名古屋）』平成3年10月17日朝刊。
12）『日本経済新聞』平成4年5月23日朝刊，『毎日新聞』平成4年5月23日朝刊。
13）『日本経済新聞』平成4年6月2日朝刊。
14）『日本経済新聞』平成4年6月6日朝刊，『朝日新聞（名古屋）』平成4年6月6日朝刊。
15）『日本経済新聞（名古屋）』平成4年7月28日夕刊。
16）『日本経済新聞（名古屋）』平成4年11月19日夕刊。
17）『中日新聞』平成4年12月17日夕刊。
18）『日本経済新聞（名古屋）』平成5年3月11日夕刊。
19）『日本経済新聞』平成5年9月16日朝刊，『日経産業新聞』平成5年9月17日，『日経流通新聞』平成5年9月18日。
20）『日本経済新聞』平成6年1月28日夕刊，『日経産業新聞』平成6年1月29日。
21）『日本経済新聞』平成6年3月25日朝刊。
22）『日経産業新聞』平成6年4月6日。

である。本事例は，いわゆるバブル経済崩壊後の事例であり，かかる当時の経済状況と関連させて報じられた。先にも述べたように，当初，本事例は本業以外の株式投資への失敗がその倒産の主因と考えられていた。すなわち，バブル経済の崩壊にともなう株式市況の低迷が倒産を招いたと考えられていたのである。しかし現実には，順調と考えられていた本業が倒産の直接の原因であったことが後に判明し，本事例が，いわゆるバブル型倒産ではないことが明らかになる[23]。

第二は，日東あられが倒産に至った遠因である。その１つとして，倒産の直前に死去したOk氏のワンマン経営が批判された。前述のように，氏は一代で日東あられを業界トップメーカーに育てた人物である。このため日東あられの経営陣にはOk氏の縁故者が多く，すなわち同社はオーナー経営者が経営する企業の典型であった。かかる状況にあった日東あられでは，取締役会も十分に開かれていなかったといわれ，このような態勢が粉飾経理，倒産を防ぎ得なかった理由とみなされた[24]。また，日東あられに融資していた銀行に対しても，同社の経理状況をなぜ把握できなかったのかという疑問，批判が呈された[25]。同社には，主として第一勧業銀行，大垣共立銀行，十六銀行などが融資を行っていたが，このうち大垣共立銀行では批判に応じて役員などの処分が行われている[26]。

第三は，地域経済との関連である。本事例の特徴として，日東あられが地方の中堅企業であり，地域経済に大きな影響力をもつ企業であったことがある。しかも，中部地域では，日東あられの倒産直前の３月にも，トヨタカローラ愛知，トヨタオート中部が倒産しており，そのような中での日東あられの倒産は，中部地域，および岐阜県にとっては大きな衝撃をもって受け止められたのである。特に，日東あられの地元にとっては，同社は地域社会の主要な企業であり，多くの地域住民が同社と関わりをもっていた。このため，その従業員の雇用がどうなるのか[27]，そして社内預金が保全されるのかどうかに大きな関心が集まったのである[28]。

8．3　監査および監査人との関連

本事例は粉飾経理事例であり，報道でも，会計に関しては何よりこの点への注目が大きい。本事例では，倒産の直後から地元紙が日東あられの粉飾経理の可能性を指摘している[29]。この報道に応じて行われた形となった同社の記者会見によってもその可能性が示唆されるに至り，他紙も同様の指摘をなすようになる[30]。このため結果として他の事例と比較してもきわめて早い時期から粉飾経理の事実が報道されることとなった。そして，少なくとも本業は順調な優良会社と見られていた日東あられが，実は５年前から営業損益ベースでも赤字の状態であったことが明らかとなるのである[31]。先に述べたように，本事例は当初は本業の不振による倒産ではなく，株式投資の失敗による倒産であるとみられていた。すなわち，粉飾経理によって売上高を伸ばし，株式投資のための借入金を借りやすくしたものと見なされていたのである[32]。ところが，現実には後述のように保有していたはずの有価証券すら実際には存在せず，報道上も粉

23)「反省！“多品種少量生産”失敗の本質」『週刊東洋経済』第5005号，平成３年６月29日。
24)「ニュース三面鏡」『朝日新聞（名古屋）』平成３年６月11日朝刊
25)「バブル倒産（下）」『日本経済新聞（名古屋）』平成３年６月14日朝刊。
26)『朝日新聞（名古屋）』平成３年11月26日朝刊
27)『中日新聞』平成３年５月31日朝刊。
28)『朝日新聞（名古屋）』平成３年６月５日朝刊，『読売新聞（中部）』平成３年６月11日朝刊。
29)『中日新聞』平成３年５月24日朝刊，平成３年５月24日夕刊。
30)『日本経済新聞（名古屋）』平成３年５月25日朝刊。
31)『中日新聞』平成３年７月20日朝刊。
32)『日本経済新聞（名古屋）』平成３年５月25日朝刊。

飾の原因を見失うことになる[33]。結局は，設備投資資金の調達のために粉飾が始まり[34]，これに経営上の問題点，具体的には，他社と異なり割高な国産米原材料の使用にこだわったこと，投資した工場設備の稼働率が低かったことなどの問題点が複合して[35]，更なる粉飾操作が行われ，それによる資金調達を行って，ついに倒産に至ったと考えられている。

このように，粉飾経理の存在が早くからわかっても，その原因や具体的な方法の解明はこれに大きく遅れることとなった。というのも，同社の経理の実態は，創業者であるOk氏しかわからないといわれてきたからである。そもそも同社の経理状態が悪化していることが判明したのは，Ok氏が死去した直後の3月期決算を洗い直す中でのことであった。その日東あられの粉飾方法は，以下の3点に集約される。第一は，在庫の水増しである。平成2年9月中間期決算で棚卸資産は100億円を越えていたが，これは同業他社の数倍にあたるものである[36]。この在庫評価による粉飾額は，59億円とされる[37]。第二は，有価証券の水増しである。平成3年3月期の有価証券保有額は43銘柄，136億1,600万円とされていたが[38]，実際の保有額は10億円前後で，結果として124億円が水増しされていた[39]。第三は，売上の水増しである。金額的にはこれが最も大きく，171億円に上ったとされる[40]。これらの粉飾操作に応じて，銀行の預金残高証明書などの書類の改竄が行われていたが，その手法は，金額を変えた紙を張り付けてコピーするなど，きわめて初歩的といってよいものである[41]。同社の粉飾経理項目では，有価証券保有額の過大計上が他にあまり例をみないところであるが，いずれにせよその方法は特に複雑なものではない。

このような状況からして，監査人，特に同社を担当していた公認会計士に批判が向くのは当然ともいえた。というのも，上述の粉飾手法にわかるように，長年にわたる粉飾経理にもかかわらずその手法はたいへん基本的で，むしろ稚拙ともいえるものであり，公認会計士が通常の監査手続きをなしていれば当然に発見されていたものと思われたからである。にもかかわらず発見され得なかったのは，公認会計士がかかる監査手続きを怠っていたか，あるいは粉飾経理を黙認していたと考えざるを得なかった。

同社の監査を担当していたのは，岐阜市にあった監査法人華陽事務所であり，同事務所は昭和52年から日東あられを担当していた。同事務所は粉飾経理が発覚した平成3年の4月に監査法人朝日新和会計社と合併して同事務所の岐阜事務所となっていた。実際に日東あられの監査を担当していた公認会計士は，平成2年3月期まではO氏であり，また昭和62年3月期まではT氏が共同監査にあたっていた。なお，O氏は朝日新和会計社との合併に際して同事務所の代表社員となっていた。同氏は粉飾があったことは知らなかったとしているが，この間の監査意見は適正意見が出されており，少なくとも重大な誤認があったことは否めないとして，5月27日に事務所は同氏の職務を停止した[42]。報道も，比較的初期からいかにして日東あられが公認会計士の監査をかいくぐったのか，と疑問を呈し[43]，製品在庫などの基本的なチェックも怠っていたと批判した[44]。

また，公認会計士に対しては，法的責任を厳

33)「バブル倒産（上）」『日本経済新聞（名古屋）』平成3年6月13日朝刊。
34)『日本経済新聞』平成4年5月23日朝刊。
35)『中日新聞』平成3年9月3日朝刊。
36)「ビジネスインサイド」『中日新聞』平成2年5月29日朝刊。
37)『中日新聞』平成3年9月3日朝刊。
38)『朝日新聞（名古屋）』平成2年6月3日朝刊。
39)『中日新聞』平成3年9月3日朝刊。
40)『中日新聞』平成3年9月3日朝刊。
41)「ニュース・アイ」『読売新聞（中部）』平成4年6月2日朝刊。
42)『中日新聞』平成3年6月11日朝刊，『読売新聞（中部）』平成3年6月12日朝刊。
43)『中日新聞』平成3年6月10日朝刊。
44)「社説」『日本経済新聞』平成4年10月5日朝刊。

しく問うことが効果的な粉飾防止策になるという指摘や[45]，本来なら損害賠償請求訴訟にもなりうる事例との指摘もあった[46]。

東海財務局は，倒産直後の平成3年5月末には，早くも公認会計士の事情聴取の方針を示しており[47]，大蔵省も公認会計士の処分の方針を示す[48]。また，日本公認会計士協会も先の公認会計士二氏を懲戒処分とすることにした。これは，興人の事例にあって，担当会計士が戒告処分となって以来のことであった[49]。

さて，以上の公認会計士に対する批判に比べ，本事例では監査役に対する批判がまったくなかったことも特徴的である。本事例は，ワンマン経営者の経営の下，監査役はおろか取締役すら経営の状況を正確に把握していたとは言い難い事例であったようである。このような中で，またそもそも監査役への期待が社会的にも少ない中で，本事例ではまったく監査役の機能は働かず，またその期待すらされていなかったといえよう。

8．4　本事例の特徴とその後の対応

本事例の特徴としては，以下の4点が挙げられる。

①倒産とほぼ同時に粉飾経理が発覚した事例であること。

②粉飾経理がより小さな企業へ拡大した事例であること。

③社会的には報道の扱いは必ずしも大きくなかったこと。

①についていえば，企業の倒産にともなって過去の粉飾経理が発覚したという点では，本事例は粉飾経理事例にしばしばみられる典型的事例といえよう。ただし，本事例では倒産と同時に粉飾経理の可能性が強く報道され，これに応じて速やかに会社側もその事実を確認したという点が特徴的である。これには，いくつかの理由が考えられようが，その1つは，粉飾の方法が比較的単純であり，経理の洗い直しに伴って容易にその事実が確認できたこと，さらに，本事例が過去の事例と異なり，比較的小規模の企業による事例であったことも指摘できよう。

後段については，日東あられの場合，非公開企業であったが過去の公募増資のゆえに有価証券報告書の提出が求められていた企業であり，そのために粉飾経理が問題化したことになる。先にも述べたように，本事例は告発に至ったものとしてはリッカー以来の粉飾経理事例となったわけであるが，過去のかかる事例はいずれも上場企業であって，本事例のように非上場企業について粉飾経理が問題となったのは異例なことであった。上場企業のようないわゆる大企業については，過去の粉飾経理事例の反省から，本事例研究でも検証してきたように様々な会計上，監査上の対策がなされてきたところであって，着実な効果をあげてきた。しかし，公監査の対象企業は，いわゆる大企業から本事例のようなより規模の小さな企業に拡大してきた傾向があり，それに応じるかのように，企業不正の発覚もかかる比較的中小規模の企業へと拡大してきたのである。

本事例では，過去の粉飾事例に比べれば報道の扱いは必ずしも大きかったとはいえない。というのも，本事例の社会全体に与えた衝撃は，過去の事例のそれに比べると比較的小さかったといえるからである。それは，日東あられが過去の事例の企業に比べて小規模の企業であったためであり，また，同社が地方の企業であったことも理由としてあげられよう。このため，中部，ないし岐阜県にあっては，確かに本事例の及ぼした影響は小さくなかったのであるが，全国的に見ればほとんど概略的にしか報道されなかったと言ってよい。さらに，本事例では経営

45)『日本経済新聞（名古屋)』平成4年6月6日朝刊。
46)「問われる会計監査(3)」『日本経済新聞』平成4年8月25日朝刊。
47)『日本経済新聞（名古屋)』平成3年5月30日朝刊。
48)『日本経済新聞』平成4年5月23日朝刊。
49)『日本経済新聞』平成5年7月17日朝刊。

者は起訴されているものの在宅起訴であり，過去の事例にあってしばしばみられたように逮捕されることがなかったため，報道にとってみれば本事例の事件性を少なからしめることになった点も指摘できよう。

このような報道の反応に比して，本事例の監査論にとっての重要性は極めて大きいといえる。それは，本事例では残念ながら明らかに杜撰な会計士監査が行われていたと看取されるためである。戦後ここまで会計制度，監査制度の整備の努力がなされ，また公認会計士の監査技術も向上してきたと考えられることからすれば，会計学界にとって本事例はきわめて衝撃的な事例であったと言わざるを得ないのである。

9．事例　イトマン

9．1　事例の概要

イトマンは，大阪に本社を置く，繊維を中心とした中堅商社である。本事例は，同社を中心とした不正融資，経営破綻にかかる事例である。

本事例については，その中心となるイトマンの他に，多数の企業が関係している。その中では，特に住友銀行の重要性が大きく，本事例がしばしばイトマン・住銀事件などとも呼ばれる所以であるが，他にも本事例研究にとって重要な他の事例に関わる企業もある。この点からもわかるように，本事例は我が国における企業不正事例としてはまれにみる規模のものであり，これに応じて社会的反響も大きく，それは我々の記憶にも新しいところである。このため，報道もかなり広範なものとなり，さらに本事例をまとめた文献もすでに出版されているところである[50]。そこで本節では，これらを参考に年表によって簡単に事例の経過を確認するにとどめることとする[51]。なお，以下特記なき場合は，表はイトマンを主体として記述している。

1883年　伊藤萬助氏が伊藤萬商店を創業
1918　株式会社化
1949　大阪証券取引所上場
1975　Kw住友銀行常務が再建のため入社，社長となる
1977　累積赤字を解消
1978　経営破綻した商社，安宅産業の繊維部門などを吸収
1982　居酒屋チェーン「つぼ八」と提携
系列ノンバンク会社「イトマンファイナンス」設立
1983　Is住友銀行頭取が会長に就任
1985　イトマンファイナンスが，住友銀行による平和相互銀行株式の取得に関連して，川崎定徳社に融資
取引先の倒産に関連して請求された石油代金につき，石油納入業者に対し，債務不在確認の訴訟を起こす（石油業転事件）
1986　M氏が大阪府民信用組合理事長に就任
平和相互銀行が住友銀行と合併
1987　コスモポリタン社長のIk氏が雅叙園観光会長に就任
つぼ八社長を解任
1988　つぼ八の社名を「伊藤萬食品」とする
杉山商事を買収
M大阪府民信組理事長が融資先の近畿放送の役員となる
Ik雅叙園観光会長が手形を乱発の末に失踪，Ky氏と協和綜合開発研究所社長のIt氏がその回収に乗り出す
1989　It氏が雅叙園観光の経営権を掌握，手形回収資金の融資を大阪府民信組から受けるが，約半年で停止される
It氏とKw伊藤萬社長が会食
It氏のプロジェクトに初融資
Kw氏が伊藤萬所有の「立川」株式を「アイチ」に譲渡することを約し，Kw氏は後に謝礼10億円を得る
セゾングループの「ピサ」との間での絵画取引開始
Kw社長，自社株式の購入を開始

イトマンは上記のように，歴史のある企業である。繊維を主とした商社であったが，我が国

50）日本経済新聞社[1991]，朝日新聞大阪社会部[1992]。
51）日本経済新聞社[1991]，298頁（イトマンの略年表），朝日新聞大阪社会部[1992]，248頁（イトマン事件をめぐる主な動き）を主として参考とし，作成した。

における繊維産業の衰退とともにその業績も悪化し，住友銀行からKw氏を社長に迎え，再建をはかることになった。Kw氏は住友銀行では常務であったが，大学卒ではなく，いわゆる現場たたきあげで昇任した有能な人物であった。特に，住友銀行頭取で後に会長となるIs氏とは強いつながりがあった。Is氏は，住友銀行においてきわめて強い影響力を持っていた人物である。Kw氏はIs氏の後ろ盾を得て，伊藤萬でも住友銀行との関係を強く維持し，それは住友銀行が平和相互銀行の株式を取得する際に，伊藤萬が大きな役割を果たしたことでもわかる[52]。Kw氏は，破綻した安宅産業の繊維部門を引き受けるなど，本来の繊維部門を強化するほかに，居酒屋，石油，そして金融など，従来は同社が扱っていなかった事業に進出し，事業の多角化を図った。基本的にはこれは奏効し，短期間で伊藤萬の業績は改善することとなったのである。特に，経営不振に陥ったワンルームマンション大手の杉山商事を住友銀行の依頼で引き受け，首都圏の地価の高騰のために短期間で杉山商事の経営改善に成功したことは，その後の伊藤萬の不動産投資への傾倒を促すことになる[53]。ただし，石油業転事件にみるように，経営多角化の過程ではしばしばトラブルも生じている[54]。

一方，本事例の中心人物となるIt氏は，かねてからいわゆる裏経済における人物と目されていた。東京でホテル業を営む雅叙園観光は，経営者一族の経営権争いが行われた結果，Ik氏を経営者に迎えることとなったが，氏は手形を乱発して失踪，そこへその手形の回収を請け負うという形で乗り込んだのがIt氏であった。氏はやはり関西の裏経済の有力者と目されるKy氏とともに，大阪府民信組のM理事長の協力を得て手形を回収し，これにより，雅叙園観光の経営権を取得する。しかし，大阪府民信組の資金協力は短期間に終わり，新たな資金源として，伊藤萬に着目することとなるのである。氏はKw氏がかつて支店長を務めた住友銀行名古屋支店を通じてKw社長に接触，絵画取引や不動産取引をもちかける。Kw社長は，It氏が持ち込む事業が，短期間に巨大な利益を生んだことに驚き，伊藤萬の経営多角化方針ともあいまって，It氏への信頼を厚くすることになる。また，It氏は，Kw社長が自身の経営権を盤石なものとするためにおこなっていた自社株の取得にも協力し，Kw社長の個人的な信頼を得ていくことになるのである。

1990年1月　雅叙園観光の第三者割り当て増資を引き受け，同社に資本参加[55]
　　協和綜合開発研究所と提携
　　Ky氏関連企業と絵画取引を開始
2月　協和綜合開発研究所社長のIt氏が伊藤萬に入社
3月　It氏，大阪府民信組への担保に伊藤萬の保証予約念書を提出
4月　日本レースに資本参加
　　Kw社長，雅叙園観光会長に就任[56]
5月　日本経済新聞が，伊藤萬の土地への過大な融資を報道[57]
　　伊藤萬常務が日本レース社長に就任[58]
6月　創業者の孫が伊藤萬会長に就任[59]
　　It氏が伊藤萬常務に就任

52）この事例については，吉見[1996]参照。
53）「買い占め事件の第二幕」『週刊東洋経済』平成2年3月24日，56頁，「トップバンクの代償　挫折した遮二無二経営」『週刊ダイヤモンド』平成2年10月20日。
54）石油業転とは，石油の業者間の転売のことを指す。伊藤萬はこの石油販売事業に参入したものの，取引先の倒産にあって代金が回収できなくなり，これに対応して，伊藤萬が支払うべき代金の支払いも拒否したものである。この取引は業界の慣行として口約束で行われることも多かったため，伊藤萬は取引の存在自体を否定して支払いを拒否したものであるが，訴訟では結果的には敗訴している。
55）『日本経済新聞』平成2年1月23日夕刊。
56）『日本経済新聞』平成2年4月19日夕刊。
57）『日本経済新聞』平成2年5月24日夕刊。「露になった『銀行と不動産』の構図」『日経ビジネス』平成2年7月30日。
58）『日本経済新聞』平成2年5月26日朝刊。
59）『日本経済新聞』平成2年6月6日朝刊。

7月　カリフォルニアとハワイでの宅地開発を発表[60]
9月　住友銀行の調査により，伊藤萬グループの不動産等への貸付が1兆円を越えることが判明[61]
住友銀行に対する大蔵省検査開始[62]
10月　不動産事業からの撤退と債務圧縮計画を発表[63]
Is住友銀行会長が辞任[64]
11月　It常務が辞任，退社[65]
伊藤萬の経営解明のため，住友銀行がS常務を中心とする調査チームを派遣，S氏は伊藤萬顧問となる[66]
9月中間決算で，貸倒引当金を積み増し，経常利益が見通しの4分の1の23億円となる[67]

平成2年に入ると，伊藤萬とIt氏の関係が表面化する。伊藤萬はIt氏が経営権をもつ雅叙園観光に資本参加し，Kw社長も雅叙園観光の会長となる。雅叙園観光への投資については，同社が東京でホテル業を営む歴史ある上場企業であり，土地の担保力もあり，しかも再開発が予定されているので，これへの伊藤萬の参画は大きな利益を生む，としてIt氏が持ちかけたものであった。しかし，現実には不動産の多くは自社所有ではなく，容易には再開発などできる状況のものではなかった。

雅叙園観光への資本参加を典型に，伊藤萬は急速にIt氏のプロジェクトに傾斜する[68]。It氏は2月に伊藤萬に入社，6月には常務となり，以後，It氏は不動産取引を中心に多くの融資案件を持ち込む。この案件への融資を通じて，伊藤萬には企画料として融資の一部が入る形になり，融資が巨額であったために企画料もかなりの額が計上された。後にこの融資の多くは不良債権化するのであるが，短期的には，会計上巨額の利益を計上できることとなったのである。この背景には，すでに住友銀行が伊藤萬への融資を打ち切り，Kw氏にも退任を迫っていたことがある。さらに，5月には，一連の報道の嚆矢となる報道が日本経済新聞によってなされるに至り，退任を渋るKw氏にとっては，伊藤萬の業績を維持，拡大する必要に迫られていたのである。

住友銀行は，伊藤萬の資産内容の調査を進めたが，その中で，不動産を中心とした過大な投資が行われていたことがはっきりする。大蔵省は住友銀行に対してその後長期にわたることになる検査に入り，かつてKw氏の後ろ盾であったIs氏も，住友銀行会長を辞任するに至る。It氏も伊藤萬を去り，以後，伊藤萬は住友銀行の管理下におかれることになる。

60)『日本経済新聞』平成2年7月5日朝刊。
61)『日本経済新聞』平成2年9月16日朝刊。
62)『日本経済新聞』平成2年10月6日朝刊。
63)『日本経済新聞』平成2年10月12日朝刊。「暗部はらむ伊藤萬"再建"計画」『日経ビジネス』平成2年11月12日。
64)『日本経済新聞』平成2年10月16日夕刊。「内部崩壊が始まった住銀と伊藤萬」『週刊東洋経済』平成2年10月27日。
65)『日本経済新聞』平成2年11月10日朝刊。
66)『日本経済新聞』平成2年11月17日朝刊。
67)『日本経済新聞』平成2年11月20日朝刊，『日経金融新聞』平成2年11月20日。
68)この間，表にあるように日本レースへの資本参加も行われている。日本レースは京都に本社をもつ上場企業である。同社はかつて仕手集団の乗っ取りにあい，これをあきらめさせるために，Ky氏が支配人として同社に入った。氏は，同社の手形を乱発，負債を大きくすることによって乗っ取りの魅力をなくさせるという手段に出た。この結果，乗っ取りは諦められるものの，負債は巨大となった。この負債の負担を含めて同社の株式を取得することになったのが，Ky氏の企業である富国産業と，リッカー倒産の際にも一時再建に名乗りをあげたO氏が社長を努める東邦生命である（吉見[1996]）。伊藤萬は，このO氏の紹介で富国産業所有の株式を取得することになる。そしてその後，東邦生命は伊藤萬に融資を実行する。Kw氏はこの融資が日本レース株の取得の見返りであったとしているが，東邦生命はこれを否定している（朝日新聞大阪社会部[1992]，82－86頁）。日本レース株は，富国産業が売買の直前に株価の引き上げをねらってさらに買いを入れたこともあって高値で伊藤萬に売却されたが，その後暴落し，伊藤萬は巨額の含み損を抱えることになる。

12月　伊藤萬の絵画取引の責任者とされる専務が自殺[69]
関西新聞社長を解任[70]
５％ルールの導入により，イトマンの筆頭株主がＫｙ氏の影響下にあるとされる「海浜開発」社であることが判明（後に，同氏のグループ企業で19％を保有していたことがわかる）[71]
大阪府民信用組合の経営危機が表面化[72]

1991年１月　社名をイトマンに変更
東京国税局，協和綜合開発研究所を査察[73]
イトマンの絵画取引が678億円にのぼることが判明[74]
取締役会の緊急動議でＫｗ社長が解任され，Ｙ副社長が社長となる。Ｓ顧問は後に副社長となる[75]

２月　Ｉｓ元住友銀行会長が，取締役も退任[76]
Ｋｙ氏が12億円の申告漏れで修正申告[77]
絵画取引に関連して，西武百貨店つかしん店外商課長が事情聴取される
住友銀行に対する大蔵省の検査が終了[78]
前記の西武百貨店課長が懲戒解雇となる[79]
警視庁，絵画取引に関連し，イトマン東京本社を古物営業法による立ち入り調査
イトマンが再建計画を発表[80]

３月　Ｋｗ取締役が辞表を提出，のちに退任[81]
Ｋｙ氏がイトマン株を売却，これを大阪府民信組関連企業が購入する。また大阪府民信組によるＫｙ氏関連企業への融資が，１月末で1,200億円にのぼることが判明[82]
大阪府警，絵画取引に関連し，イトマン本社と関西新聞社経営の画廊を古物営業法による立ち入り調査
放送設備が担保に入っていた責任をとって近畿放送副社長が辞任[83]

４月　Ｋｙ氏とイトマンが絵画代金の分割返済に合意[84]
大阪地検がＫｙ氏の納入美術品を鑑定[85]
大阪国税局がＫｗ前社長の自宅を申告漏れで差し押さえ[86]
関西新聞社振出の，イトマンへの１回目の絵画代金返済の手形が不渡りになる[87]
Ｋｙ氏関連資産の仮差し押さえをイトマンが申請，国税局は関西新聞社の預金を差し押さえる[88]
関西新聞休刊[89]
ゴルフ場開発融資の担保として差し入れられていた，Ｉｔ元常務振出の54億円の手形が不渡りとなる[90]
雅叙園観光，決算発表を延期[91]
Ｋｗ氏，雅叙園観光会長も退任が決まる[92]
関西新聞社の２回目の手形も不渡りとなり，同社は倒産[93]
Ｋｙ氏，Ｉｔ元常務を告訴
雅叙園観光が決算を発表するが，協和綜合開発研究所への貸付金の回収は困難となり，同社の社長が退任を表明[94]
大阪地検と大阪府警が強制捜査を開始，協和綜合開発研究所などを家宅捜索[95]

５月　雅叙園観光の監査法人が，意見差し控えを表明[96]
大阪府民信組が経営再建計画を発表，

---

69)『日本経済新聞』平成２年12月２日朝刊。
70)『日本経済新聞』平成２年12月４日朝刊。
71)『日本経済新聞』平成２年12月11日朝刊。
72)『日本経済新聞』平成２年12月13日朝刊。
73)『日本経済新聞』平成３年１月14日夕刊。
74)『日本経済新聞』平成３年１月23日朝刊。
75)『日本経済新聞』平成３年１月25日夕刊。
76)『日本経済新聞』平成３年２月５日夕刊。
77)『日本経済新聞』平成３年２月６日夕刊。
78)『日本経済新聞』平成３年２月13日朝刊。
79)『日本経済新聞（大阪）』平成３年２月20日朝刊。
80)『日本経済新聞』平成３年２月27日朝刊。
81)『日本経済新聞』平成３年３月２日朝刊，平成３年３月28日朝刊。
82)『日本経済新聞』平成３年３月７日夕刊，平成３年３月８日朝刊，平成３年３月30日朝刊。
83)『日本経済新聞（大阪）』平成３年３月16日朝刊。
84)『日本経済新聞』平成３年４月２日朝刊。
85)『日本経済新聞（西部）』平成３年４月９日朝刊。
86)『日本経済新聞』平成３年４月10日朝刊。
87)『日本経済新聞』平成３年４月11日朝刊。
88)『日本経済新聞』平成３年４月12日夕刊，『日本経済新聞（大阪）』平成３年４月13日朝刊。
89)『日本経済新聞』平成３年４月16日夕刊。
90)『日本経済新聞』平成３年４月18日朝刊。
91)『日本経済新聞』平成３年４月19日朝刊。
92)『日本経済新聞』平成３年４月23日朝刊。
93)『日本経済新聞』平成３年４月23日夕刊。
94)『日本経済新聞』平成３年４月24日朝刊。
95)『日本経済新聞』平成３年４月24日夕刊。
96)『日本経済新聞』平成３年５月16日朝刊。

M理事長は理事会長に退く[97]
91年3月期決算で604億5,000万円の赤字を計上[98]

平成3年1月から，伊藤萬はかねて決定していたとおり社名をイトマンに変更する。そしてこれに前後して，同社にかかわる報道が活発化する。それにともなって，イトマン自身の経営状態の悪化とともに，大阪府民信組，協和総合開発研究所，関西新聞社，雅叙園観光など，イトマンに直接，間接にかかわってきた企業群の経営悪化も明らかになっていく。イトマンは，Ky氏が購入先を紹介する約束でKy氏関連企業である富国産業や関西新聞社から高値で絵画を購入していたものの，これがなされなかったため，Ky氏に絵画の買い取りを要求，一旦は分割で返済することで合意するものの，現実には返済は実行されず，手形を振り出した関西新聞社は新聞を休刊，倒産する。また，雅叙園観光へのイトマンの融資は，雅叙園観光を通じてIt氏の企業である協和総合開発研究所に再融資されていたが，これが不良債権化し，雅叙園観光の監査法人は，同債権への貸倒引当金の積み増しを求め，同社の監査報告書で意見差し控えを行うに至る。

Kw社長は，1月には取締役会で社長を解任され，後に取締役も退任することになる。Ky氏，It氏関連の手形が次々と不渡りとなる事態にいたって，イトマンは4月には両氏を告訴することになる。

1991年6月　大阪地検が近畿放送，アイチ，キョートファイナンスなどのKy氏関連企業を捜索[99]
近畿放送の役員が総辞職[100]
立川株のアイチへの譲渡密約にからみ，大阪地検が立川を捜索
Ky氏関連企業で，イトマンへの絵画納入にあたった関西コミュニティが2回目の不渡手形を出し，倒産[101]
東京都公安委員会が，イトマン東京本社とピサに古物営業停止処分

7月　It前常務，協和綜合開発研究所社長も辞任[102]
協和綜合開発研究所差し入れの手形234億円が不渡りに[103]
大阪地検，Kw前社長，It元常務，Ky氏らを商法違反（特別背任）容疑で逮捕[104]

8月　Kw社長が，イトマン株の買い占めによる自社株取得違反，立川株譲渡に関連した10億円の業務上横領で，It元常務，Ky氏が絵画取引についての特別背任罪で起訴[105]
大阪府警，ゴルフ場開発融資で前記3者を特別背任容疑で再逮捕[106]

9月　ゴルフ場開発融資について，前記3者を追起訴[107]
大阪府警，神奈川県の霊園開発に関連して特別背任容疑でKbアルカディア・コーポレーション社長を逮捕，Kw前社長も再々逮捕[108]
大阪地検，大阪府民信組の不正融資に関連してM同信組理事会長，It元常務らを逮捕[109]
大阪府が大阪府民信組支援のため50億円の低利融資を補正予算に組む

97)『日経産業新聞』平成3年5月22日。
98)『日本経済新聞』平成3年5月27日夕刊。
99)『日本経済新聞』平成3年6月5日夕刊。
100)『日本経済新聞』平成3年6月13日朝刊。6月28日には同社で株主総会が開かれたが，ここで同社の監査役は取締役の法令違反行為を指摘し，監査報告書では意見差し控えを行っている（朝日新聞大阪社会部[1992]，225頁）。
101)『日経産業新聞』平成3年6月25日。
102)『日本経済新聞（大阪）』平成3年7月10日夕刊。
103)『日本経済新聞』平成3年7月17日朝刊。
104)『日本経済新聞』平成3年7月23日夕刊。
105)『日本経済新聞』平成3年8月14日朝刊。自己株式の売買では，イトマンの副社長もKw社長と共謀したとされ，後に有罪が確定している（「イトマン副社長の自己株式取得事件判決」『商事法務』第1307号，平成4年12月15日，36−37頁）。また，立川株の売買に関連しては，アイチの顧問弁護士であり，立川の監査役でもあった，商法学者のT弁護士も弁護士法違反で逮捕されている。
106)『日本経済新聞』平成3年8月16日朝刊。
107)『日本経済新聞』平成3年9月8日朝刊。
108)『日本経済新聞』平成3年9月11日朝刊。
109)『日本経済新聞』平成3年9月18日朝刊。

霊園開発融資につき，Kw前社長，Ｉt元常務，Kb氏を起訴
10月　大阪府民信組に融資していた富士銀行に対する大蔵検査が行われる
西武百貨店課長を国際手配[110]
大阪府民信組不正融資について，M氏，Ｉt元常務を起訴
11月　大阪地検，Ｉt元常務を有価証券偽造，同行使で追起訴
大阪府警，融資不正流用について，太平産業関連でＩt元常務らを，さつま観光関連でKy氏らを追送検[111]
12月　各事件別に，初公判が開かれる[112]
1992年５月　大阪地検，法人税法違反でKy氏を再逮捕
Ｓ副社長が再建が一段落したとして住友銀行へ戻り，新たに副社長２名を迎える
1992年９月　自主再建を断念し，住金物産（非上場）に吸収合併されることを発表[113]
11月　住金物産との合併契約調印[114]
1993年４月　住金物産と合併，イトマン株は住金物産株として店頭管理銘柄になる[115]
11月　住金物産の93年９月中間決算で経常利益が5.7倍になる[116]
1994年12月　住金物産が店頭登録[117]

平成３年６月からは，強制捜査が行われ，のちにKw氏，Ｉt氏，Ky氏らが相次いで逮捕，起訴される。同氏らは多くの罪状によって繰り返し，逮捕，起訴されるにいたり，報道もきわめて活発に行われる。これにより，複雑な本事例の全容がようやく明らかになってきたのもこの時期である。

イトマンは，引き続き住友銀行の主導で再建が模索されるが，結局は自主再建を断念，住友グループの住金物産に吸収合併されることになる。同社は非上場企業であるが，上場企業のイトマンを吸収合併した結果，イトマン株の売買継続のために同社株式が店頭管理銘柄となったこともあり，平成６年には店頭登録企業となり，さらに平成８年には上場を予定している。

９．２　報道の論点

本事例は，基本的にはイトマンの経営破綻にかかる事例であるが，前節で述べたようにイトマンを中心として極めて多くの企業がかかわっていた，たいへん複雑な事例である。本事例について報道が始まるのは平成２年５月からであり，次第にその過大な不動産投資が問題とされる。そして，平成３年６月の強制捜査以降はかなりの報道量となる。

その中でも，報道の論点としては，まずイトマンの債権の額についてがあげられる。そして同社が，特に不動産に傾斜して投資を行っていることとともに，日本レースのような従来から問題があると目されていた企業を含めて，多くの企業に投資する経営のありかたが注目された。この時期，いわゆるバブル経済期は終焉を迎え，すでに経済は減速期に入っていた。このような中で，イトマンの経営は際立って積極的なものであったのである。

これに加えて，イトマンと住友銀行の関係が報道された。イトマンはKw社長を中心に住友銀行と密接な関係を持つ企業であり，このため，イトマンの抱える問題が住友銀行自身の問題ともみなされていた傾向がある。そもそもは，両者の関係は平和相互銀行や杉山商事の処理にみるように，しばしば住友銀行の仕事をイトマンが果たすかのような密接なものであった。本事例が事件性を帯びるに伴って，住友銀行はイトマンとの関係を切り離しにかかるが，結局は住友銀行の経営に絶大な影響力を持っていたＩs会長の責任，それもイトマンのみならず住友銀行自体の経営に対する責任にまで言及されるこ

110)『日本経済新聞』平成３年10月22日夕刊。
111)『日本経済新聞』平成３年10月23日夕刊。
112)『日本経済新聞（大阪）』平成３年12月23日朝刊。
113)『日本経済新聞』平成４年９月19日朝刊，「イトマン合併は当初から頭に　後継者選びは常識を忘れず」『日経ビジネス』平成４年10月12日，「景況悪化で自主再建断念　私情捨て『のれん』下ろす」『日経ビジネス』平成４年10月19日。
114)『日本経済新聞』平成４年11月30日夕刊。
115)『日本経済新聞』平成５年３月18日朝刊，平成５年３月31日朝刊。
116)『日本経済新聞』平成５年11月23日朝刊。
117)『日本経済新聞』平成６年12月22日朝刊。

とになる。そして最終的には，イトマンの処理は，住友銀行自身が行うことになるのである。

さらに，イトマン事件の全容が明らかになるにつれ，同事件が単にイトマンと住友銀行の事件ではなく，他にも多くの企業が関連した事件であることがはっきりしてくる。これに伴い，当然ながらかかる企業についてもそれぞれに報道されるようになる。結果として，本事例は全体像のつかみにくい大事件の様相を呈してくる。このような中で，当事者となる人物も多数にのぼることになるが，これら当事者の中でも，Ｉt氏とKy氏はかねてから経済事件を利用する，いわゆる裏経済の人物とみなされてきたこともあり，報道では，本事例はこれらの人物が経済の表舞台に登場し，イトマンを初めとして多くの企業を利用して私利を得ようとした事例とみなした。これらの点は本事例の事件性の強さを示しており，この点への報道の集中を惹起している。

9．3　監査および監査人との関連

イトマンは上場企業であり，証券取引法の対象企業であることはいうまでもない。当然ながら，公認会計士による監査が行われており，かつ監査役による監査も行われている。

にもかかわらず，また本事例がこれほどの大きな事件に発展し，しかもイトマンという企業自体が事実上なくなる事態に至ったにもかかわらず，報道上は監査人への批判的言及はきわめて少ない。

その理由の１つとして，本事例にあっては，粉飾経理などの指摘がなかったことがあげられよう。いうまでもなくイトマンは商社であるが，同社の経営が破綻したのは多額の不良債権を抱えたからであり，いわば金融機関の破綻に近い事例であるといえる。たとえばある融資が実行されたとすると，その融資は当然ながら債権として資産計上される。このとき，イトマンの場合には，その融資額に応じた額の企画料が収益計上された。融資の多くは，Ｉt常務が持ち込んだものであり，融資に対応してたとえばＩt氏の協和綜合開発研究所がイトマンに企画料を支払うのである。

この限りでは，イトマンにとっては会計上は利益が計上されていくことは明らかである。しかし問題は，そこで得た債権の評価であろう。仮にこの債権が不良債権化すれば，会計上もそれをただちに認識して，その危険度に応じた貸倒引当金を計上するか，回収の見込がないとなれば即時償却しなければならない。

ところが問題は，そもそも不良債権の定義が困難であることである。たとえば銀行の場合には，報道される不良債権とは通常は大蔵省検査の際に示される債権の分類の定義に基づいている。すなわち一般的には，ここで第３分類ないし第４分類とされた債権が不良債権と呼ばれているものになる。だが，イトマンは銀行ではなく，必ずしもかかる分類に従う必要はなかろう。そもそも会計的には，不良債権の認識は企業自身の判断で行われるべきものであり，あるいは，監査にあって監査人がその評価を行い，必要に応じて貸倒引当金の積み増しなり償却なりを指導すべきものである。また，本事例における多額の絵画取引にあっても，その絵画の価格の正当性はきわめて疑わしく，ここでも監査人による資産評価が正確であったかどうかは疑問である。その意味では，イトマンの事例がいわゆる粉飾経理事例にあたらないとしても，監査人が負うべき責任は十分にあったと考え得る。

ところで，現実に監査人がこのような責務を果たした事例もある。日本ドリーム観光では，貸付金の担保が不十分であるとして，監査役が昭和62年１月期決算の監査報告書で不適法意見を提出した。日本ドリーム観光は，雅叙園観光とともにコスモポリタンの株式買い占めにあった企業であり，監査役が問題とした担保不足の貸付金には，このコスモポリタンについて行った連帯保証が含まれている[118]。その意味で，こ

118)「日本ドリーム観光監査役，監査報告書で取締

の事例はイトマンの事例とも関係が深いものである。

また本事例においても，公認会計士がその責務をはたそうと努力した形跡がある。すなわち，イトマンについては監査法人朝日新和会計社が監査を担当していたが，平成2年9月期中間決算では，公認会計士はイトマンファイナンスなどを含めた融資内容の調査を行い，担保の積み増しを要求した上で適正意見を出したとされる[119]。このため同期は減益となったが，これについてKw社長は，減益となった経営責任を問う質問に対して，決算内容は公認会計士の監査を受けているとのコメントを出し，その後も折に触れ，公認会計士の監査をイトマンが通っていることを強調している[120]。また平成3年3月期決算では，この間It常務の退任，Kw社長の解任などもあり，イトマンの事例が事件性を帯びてきたこともあって，公認会計士により貸倒引当金の大幅積み増しが指摘され，この点につきイトマンとの間での議論があったといわれる[121]。

しかし，かかる公認会計士の活動が積極的に行われたのは，イトマンの状況が報道上問題視されて後のことであり，結果としてイトマンの経営悪化を防ぐには遅きに失したといわざるを得ない。イトマンの副社長であったT氏は，昭和62年にはイトマンの自社株取得に関して詳細な監査の必要性を主張した監査法人の監査役への報告書を破棄し，Kw社長とともに情報の提供を拒否していたという[122]。またIt常務は，入社後イトマンの社員に対して，どういう契約でどういう書類があれば公認会計士の審査をくぐり抜けられるかとたずねたとされ[123]，事実，平成2年11月には，公認会計士の監査をごまかすために大阪府民信組に差し入れた債務保証念書を取り戻していたとされる[124]。このような状況の中で，公認会計士も意見差し控えを考慮したこともあったようだが[125]，実際には行わなかった。これは，商社の信用の重要性や，社員への影響を考えたとき，監査法人としては躊躇せざるを得なかったものとされている。

ただし，いくつかの点で，イトマンの事例では監査人の責任の遂行が困難であった点も見受けられる。まず第一に，イトマンの経営悪化が比較的短期間に進行したことを指摘できよう。イトマンの経営多角化に伴う問題は，Kw氏が社長に就任して以来徐々に生じてきたことであるとはいえ，イトマンの経営悪化が急速に進行するのはIt氏との取引が始まってからであるといってよい。特にIt氏がイトマンに在籍していた期間は，わずか9カ月程度であり，この短期間にイトマンからはきわめて多額の資金が流出したことになる。この間，決算期を一回迎えているとはいえ，監査において全体状況を把握するには時間的にも困難が伴ったことは想像に難くない。

第二に，債権など資産の評価にあたっては，不動産や絵画の評価，また投資先企業の安全性などの評価が欠かせないが，これらはいずれもきわめて困難な作業といえる。しかも，イトマンの場合，いずれの事業もそもそもは多角化に伴って起こしたものであって，長年培ってきた事業ではない。このため例えば投資先の評価にしても，少なくとも銀行なみのノウハウがあったとは考えにくい。事実この点こそが，イトマンがIt氏を専門家と信じ，常務にまで起用せ

役の不正行為を指摘」『商事法務』第1109号，1987年4月25日，「監査役の不適法意見は異例か」『商事法務』第1109号，1987年4月25日，古曳[1987]。

119)『読売新聞（大阪）』平成3年5月11日朝刊，平成3年7月25日朝刊。

120)『北海道新聞』平成2年11月20日朝刊，朝日新聞大阪社会部[1992]，200頁。

121)『読売新聞（大阪）』平成3年5月11日朝刊。

122)『読売新聞（大阪）』平成3年8月8日夕刊。

123)「イトマン事件　虚飾の構図(3)」『読売新聞（大阪）』平成3年7月26日朝刊。

124)『読売新聞（大阪）』平成3年9月15日朝刊。

125)「イトマン事件　虚飾の構図(3)」『読売新聞（大阪）』平成3年7月26日朝刊。

ざるを得なかった理由であった。そのような中では，むしろ資産の不良化の可能性は銀行以上に高く，監査人も注目せざるを得ない項目であったとはいえ，一般的にいっても金融機関の監査は難しいものがある中で，これら専門的知識の必要な項目の詳細な評価がきわめて困難であったことは指摘できよう。

第三に，イトマンがKw氏によって強力に指導されていた企業であったことにも留意しておかねばならない。これは，だからといって監査人の責任を減ずる要因となるものではないが，かかる状況にある企業の多くがそうであるように，監査役はもちろん，公認会計士を含めた監査人が意見を具申しにくい環境であったことは想像に難くない。イトマンの監査役も，企業のトップに異議を挟むか躊躇している間に事態は悪化したが，監査役としての法的責任を追及されても仕方がないとコメントしている[126]。また，公認会計士の行動も，最後まで躊躇の跡がみられるものであった。反面，これはイトマンの内部統制が働きにくい状況にあったことを如実に示すものでもあり，監査上はそもそも注意の必要な企業であったことも意味しているのである。

9．4　本事例の特徴とその後の対応

本事例の特徴をまとめれば，次のようになる。

①不良債権評価についての問題を孕んだ事例であること。

②企業不祥事例としての大きさからすれば，監査についての言及が少ないこと。

③他の事例との関連が多いこと。

本事例は，結果としてきわめて多くの側面を持つ事件であった。中でも報道の着目の中心は，ここまで述べたように，イトマンと住友銀行を中心とした企業活動のありかた，そして一部上場企業が裏経済に活躍する人物たちの資金源として利用されていった点におかれていた[127]。その展開が，きわめて事件性の強いものであるだけに，報道の注目も企業事件としてはきわめて大きいものがあったといってよい。しかし，多くの企業と人物が登場する中で見逃されがちなのは，本事例の本質である。すなわちそれは，イトマンという商社による多角経営の失敗であり，特に過剰融資による多額の不良債権による経営悪化である。すなわち，端的には，イトマンが破綻したのはこの短期間に生み出された不良債権のためだといってよい。その意味で，これはかつて平和相互銀行が経営破綻した事例と同様の性格を持つ事例なのである[128]。ただ異なるのは，イトマンの場合は同社がそもそもは金融機関ではない点であり，すなわちいわゆるノンバンクであったことである。

そもそも，商社は金融機関としての性格も持つところがある。新たなプロジェクトを始める際に，仮に銀行が融資を行わない案件であっても，商権を獲得することを目的に融資を行うこともしばしばある。この点では，いわばベンチャー投資家に近い性格も持つ。しかし，それだけにこれは失敗することもある。やはり商社であった安宅産業の経営破綻も，その発端はカナダの油田開発への過大な投資であり，これは安宅産業の弱点であった石油売買への進出が目的であった。イトマンも安宅産業と同様に商社であり，しかも社長は長年にわたり住友銀行の第一線で活躍してきた人物である。これらの条件からは，同社が金融業に進出することは，それ自体は必ずしも不思議なことではない。ただ，安宅産業と異なるのは，イトマンはそもそもは総合商社というよりは繊維専門の堅実な中堅商社であり，大型プロジェクトへの投資の経験は少なく，すなわち社員の多くは決して金融業に精通していたわけではないことである。ここでは当然ながら融資案件の審査が十分に行われていた可能性は低いし，それがIt氏らの専横を防げなかった理由の1つにもなる。

126)「取締役の責任」『日経ビジネス』，平成3年6月10日。

127)奥村[1992]。

128)吉見[1996]。

バブル経済期の後，多くのノンバンクは多額の不良債権を抱えて経営が悪化した。それはバブル経済期が終わって久しい現在でも我が国の経済問題の中心であり続けており，ノンバンクの我が国の金融における位置が決して小さくなかったことを知らしめている。その中で，銀行業以外の企業における債権管理の重要性が改めて認識されているところであるが，イトマンの事例はそれを認識させられる嚆矢たるべき事例であった。

不良債権を初めとする資産評価が，経営に多大な影響を与える以上，それが仮に困難であろうとも，監査人の責務として期待される可能性は否定できない。しかし，本事例では，先にも述べたように事例全体の大きさの陰に隠れるかのように，監査人の責任についての言及が結果としてきわめて少ない事例であった。

ただし，他の事例との関係が多いだけに，その中には監査にとって大きな意味を持つものも含まれている。本事例研究にとっては，すでにみた平和相互銀行との関連とともに，特に本事例研究で後述する雅叙園観光の事例との関連は注目に値するものである。また，大阪府民信用組合の経営破綻にあたっては，大阪府による財政支出がなされた。このことは，やはりイトマン事件の大きさに隠れてか当時はさして問題にならなかったものの，平成７年を中心に顕在化する信用組合の経営破綻では，きわめて大きな問題となるのである[129]。

［参考文献］

朝日新聞大阪社会部『イトマン事件の深層』 朝日新聞社，1992年７月。

古曳正夫「日本ドリーム観光の監査報告書における“中間地帯”の指摘」『資料版商事法務』第38号，1987年５月。

日本経済新聞社（編）『ドキュメント　イトマン・住銀事件』 日本経済新聞社，1991年６月。

奥村宏「日本の“野蛮な来訪者”『イトマン解体』の意味するもの」『週刊東洋経済』 平成４年10月10日。

リスク・ディフェンス研究会（編）『ファイル・企業責任事件　Vol. I』 蝸牛社，1995年７月。

吉見宏「我が国における企業不正事例（３）」『経済学研究』（北海道大学）第45巻第４号，1996年３月。

129)大阪府は，この後監督下にある信用組合に毎月の報告義務を課すこととした（『日本経済新聞（大阪）』平成３年９月18日夕刊）。